

小学生に多い消費生活相談事例(令和7年度京都府)

小学生の消費生活相談件数 1位 インターネットゲーム

令和7年度 京都府における消費生活相談件数(商品・サービス別で主なもの)

	1位		2位		3位		
小学生	インターネット ゲーム (ゲーム課金。投げ銭を含む)	39件	玩具・遊具 (キャラクターシール、こま等)	3件	化粧品 (シャンプー等)	娯楽等情報配信サービス (漫画アプリ等)	各2件

令和7年度に京都府内の消費生活相談窓口寄せられた、契約当事者が小学生の相談事例
全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET) 令和8年8月検索

1位 インターネット(オンライン)ゲームの相談事例

【事例1】ゲーム課金 契約当事者年齢:7歳 契約購入金額:約20万円

子どもが親のスマホを使って、親名義のプラットフォーム事業者※1のアカウントでゲーム課金をしていて、クレジットカードの請求額を見て、気づいた。

※1 インターネット上でゲームコンテンツを配信するとともに、有料コンテンツの取引の場を運営する事業者

【事例2】ゲーム課金 契約当事者年齢:8歳 契約購入金額:約35万円

子どもがタブレット端末で、2日間ゲームに課金していた。デビットカードの口座から引き落としされていることに気づき、請求元を確認して判明した。

【事例3】ゲーム課金 契約当事者年齢:10歳 契約購入金額:約70万円

子どもがタブレット端末で約1か月間、ゲームに課金していた。自宅にあった現金でプリペイドカードを購入し、オンラインゲームのガチャ※2に課金したようだ。クレジットカードを登録していなかったため課金はできないと思い、フィルタリング設定をしていなかった。

※2 ゲーム内のアイテムやキャラクターを引き当てるための電子くじ

【事例4】ゲーム課金 契約当事者年齢:10歳 契約購入金額:約75万円

子どもが、親が以前使っていたスマホでゲーム課金をしていた。無料の勉強用アプリの利用に必要だったので、子どもにパスワードを教えていた。決済メールは届いていたが、確認していなかった。

【事例5】ゲーム課金 契約当事者年齢:11歳 契約購入金額:約100万円

子どもが自分の端末で約1か月間、ゲームに課金していた。端末にはクレジットカードを登録していたが、決済時にはパスワード入力が必要な設定にしていた。しかしOSのアップデート後、顔認証で決済できる設定になっていたことに気づかなかった

【事例6】ゲーム課金 契約当事者年齢:12歳 契約購入金額:約24万円

子どもが祖父母のスマホを借りて、ゲーム課金をした。子どもは画面ロック番号を知っていた。クレジットカードと紐づけてあるQRコード決済アプリを使ってガチャを繰り返していたようだ。

【事例7】ゲーム課金、投げ銭※3 契約当事者年齢:10歳 契約購入金額:約34万円

子どもが自分のスマホで、夏休み中に約2週間、ゲーム課金と動画配信者への投げ銭をしていた。キャリア決済で請求された。未成年者取消を申し出て、一部返金されたが、残りも返金してほしい。

※3 動画の配信者等を応援するための課金機能

未成年者契約の取消し

未成年者が法定代理人(保護者など)の同意を得ないで行った契約は取り消すことができます。

ただし、次のような場合は取り消すことができません。

- ・小遣いの範囲内での契約 (法定代理人が認めた範囲内での契約)
- ・18歳以上であると年齢を偽った場合
- ・契約書の法定代理人の承認欄に無断で記入するなど、偽って契約した場合

課金の決済方法

- プリペイドカード
コンビニなどでプリペイドカード(電子マネー)を購入して支払う
- キャリア決済
携帯電話料金と一緒に支払う
- クレジットカード
- スマホ決済アプリ(バーコード、QRコード決済)
- 後払い決済サービス(立替払い型)
- デビットカード

～相談員からのアドバイス① ～オンラインゲームをする際には～

- ◎保護者のスマホ等を貸す場合、保護者のアカウント(Apple や Google)はログオフしましょう。子どもが保護者のアカウントでログインしたスマホで課金した場合、保護者が決済を行ったとみなされる場合もあります。
- ◎保護者の古いスマホや子どものスマホやタブレット端末で遊ばせる場合は、子ども専用のアカウントを作成し、「ペアレンタルコントロール」機能を活用して、保護者が管理しましょう。ペアレンタルコントロール機能を利用することで、課金やアプリのダウンロードの管理、使用状況の確認・制限等ができます。
 - ▶OS 事業者が提供するペアレンタルコントロール
 - ・(iPhone 等) スクリーンタイム、ファミリー共有
 - ・(Android スマホ等) Digital Wellbeing、ファミリーリンク
- ◎子ども自身が考えて適切にゲームと付き合えるように、子どもと一緒に行う対策も重要です。子どもが遊ぶゲームの課金の仕組みを一緒に確認したり、課金のルールを決めましょう。
- ◎キャッシュレス決済は便利ですが、あえて現金でお小遣いを渡して子どもが管理する体験をさせるなど、お金が減る感覚やお金の価値観を育てることもおすすめします。



～相談員からのアドバイス② ～意図しない課金を防ぐためには～

- ◎決済には、決済時の承認(パスワード、指紋認証、顔認証など)を設定しましょう。
- ◎パスコードとパスワードは、子どもに教えないでください。
- ◎クレジットカードや現金の保管場所には、注意が必要です。
- ◎子どもが使うスマホにクレジットカード情報を入力した際は、忘れず削除してください。保護者のクレジットカードを子どもが使ったことを立証することは難しく、事業者から「保護者(名義人)の監督責任」と言われ、取消しが困難な場合があります。
- ◎キャリア決済は、必要に応じ上限額を低くしましょう。
- ◎クレジットカードの利用ごとにメール等で通知されるよう設定し、日頃から決済完了メールや明細を確認しましょう。

2位 玩具・遊具の相談事例

【事例8】対戦ごま(フリマアプリ)

契約当事者年齢:11歳 契約購入金額:約3万円

子どもがフリマアプリで、親に無断で高額な対戦ごまを購入した。翌日に、未成年者取消しを申し出たが、相手方から発送済であることを理由に断られた。

フリマサイトを利用するときの注意点

- フリマサイトやSNSでの個人間取引は、基本的に消費者契約に当たりません。トラブルが発生した場合、原則として当事者間で解決を図ることが求められている点を理解して利用しましょう。
- フリマサービスでは、利用者に対して利用の仕組みやルールを説明しています。利用規約等をよく読み、使い方を理解した上で利用しましょう。

～相談員からひとこと～

交渉が進まない場合は、問題点の整理等を行うために消費生活センターに相談ください。



3位 化粧品の相談事例

【事例9】定期購入(シャンプー)

契約当事者年齢:10歳 契約購入金額:約7万円

子どもが、動画サイトの広告を見て、ネット通販でシャンプーを購入していた。初回5千円で、8回の定期購入になっている。

ネット通販で「お試し」購入をする際の注意点

- 通信販売には、クーリング・オフ制度は適用されません。
返品の可否や条件は、事業者が決めた特約（返品特約）によります。
- 必ず注文前の「最終確認画面」で、最低購入回数に指定がないか、2回目以降の代金等の販売条件や、解約の条件や連絡方法を確認しましょう。
 - ▶「定期縛りなし」という記載は「1回限り」という意味ではなく「最低購入回数の指定がない契約」（解約するまで続く定期購入）の可能性がありますので、注意しましょう。
- 最終確認画面において、必要な表示がなかった場合や、嘘の表示や消費者を誤認させるような表示である場合、特定商取引法により取り消すことができます場合があります。
広告や最終確認画面のスクリーンショットを撮って証拠を残しておきましょう。

3位 娯楽等情報配信サービスの相談事例

【事例10】漫画アプリ 契約当事者年齢:9歳 契約購入金額:約10万円

祖父母が動画視聴用に子どもに渡した古いスマホで、子どもが漫画アプリで有料コンテンツを購入していた。QRコード決済されており、不足分はオートチャージで補われて支払われている。

～相談員からひとこと～

子どもに端末を渡す際は、保護者等のアカウント及び決済手段もログアウトしましょう。



その他の相談事例

【事例11】悪質通販サイト・偽サイト(洋服) 契約当事者年齢:9歳 契約購入金額:約1万円

ネットでパーカーを注文し、代引きで受け取ったが、届いた商品も色も、写真とは異なっていた。販売店に問い合わせしたらメッセージアプリに案内されたが、注文履歴が確認できないとの返事だった。

インターネット通販における注意ポイント

- 所在地や連絡先、他の利用者の評価など事業者の情報をしっかりと確認しましょう。
 - キャンセル・返品条件、利用規約は事前に確認しましょう。
 - 商品が届く前の支払いは注意が必要です。事業者と確実に連絡が取れないと、後から話し合いができません。
 - 少しでも怪しいと感じたら取引しないようにしましょう。
- <チェックポイント>
- ・市場では希少なものが入手可能となっている (国民生活センターHP)
 - ・ブランド、メーカー品で価格が通常より安い
 - ・支払方法が限定されている、振込先の銀行口座の名義が個人名になっている
 - ・キャンセル、返品、返金のルールが記載されていない



～相談員からひとこと～

トラブルにあってしまった場合は、気づいた時点で、決済方法に応じてすぐに対処しましょう。
早く対処した方が、返金される可能性や被害の拡大防止の可能性が高まります。



【事例12】副業サイト 契約当事者年齢:11歳 契約購入金額:約4万円

子どもが、「動画を見たらお金がもらえる」という副業サイトを見て、電子マネーで送金した。サイトから「送金先が違う」と言われ、再度送金を求められている。(※詐欺の可能性が高いです)

【事例13】個人情報の扱い、「ポイ活」 契約当事者年齢:12歳

子どもが、「マイナンバーカードを見せて」と言ってきた。どうやらアプリを通じて知り合った人から要求されたい。また、子どものスマホを見ると、ポイントサイトでポイントを稼ぐ活動をしているようだ。

～相談員からひとこと～

会員登録やアンケートの回答、カードの作成等によりポイントを付与するというポイントサイトがあります。個人情報を収集し活用することが目的のサイトもありますので、慎重になりましょう。



京都府消費生活安全センター
京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ西館 2 階
(事務専用) 075-671-0030
(消費生活相談) 075-671-0004 【平日午前9時～午後4時】

若年消費者
ほっとダイヤル
075-671-0044
【平日9時～17時】